

議会運営委員会 議会改革検討小委員会作業部会 管外調査 報告

I. 沖縄県議会（令和元年11月19日（火） 14:30~16:10）「ペーパーレス会議システム」について

(1) 説明内容

① 導入目的

- ・ 各種計画等の膨大なデータを議場での閲覧を可能にすることによる討議の深化
- ・ 議会関係文書等の送付に係る正確性とスピードの向上
- ・ 文書に係る印刷の費用や編綴に伴う労力等の削減 など

② 導入経緯

- ・ 平成29年10月 議会改革推進会議で導入決定
- ・ 平成30年10月定例会 本会議で運用開始
- ・ 令和元年6月定例会 委員会での運用開始

③ 成果・効果

- ・ ほぼ全ての会議について、全ての文書のペーパーレス化を達成。執行部との調整の結果、資料は会議前日（午後3時目途）にPDF納品、議会事務局でアップロードするようになった。
- ・ 各会派における資料の保存、検索等が容易になった。
- ・ 離島、遠隔地の議員も議会棟に行かずとも、即時に資料を入手することができるようになった。

(2) 主な質疑

○ 導入1年で議員はどの程度、タブレットを使いこなしているのか。

→ 当初から使用しない旨を表明していた1名を除き、導入に慎重だった議員（13%）を含め全ての議員が使用できる状態になっている。

○ 端末のサイズ（議員用：10.5インチ、職員用：9.7インチ）はどのような考えによるものか。

→ 議員用については持ち運びがしやすいよう軽さを重視した。職員用は一番安価なものを採用した。

○ セキュリティ面での取り決めはどのように検討したか。

→ 端末、クラウド、運用の3点について、執行部の情報部局と調整した。

○ システムに過去の資料は格納されているのか。

→ 運用開始前、1~2会期の資料まで保存されており、それ以前のは保存されていない。

○ 改選時のデータの継続性はどうなっているのか。

→ 再選議員のIDは継続し、クラウドに保存されたメモ等も継続して使用できる。ファイルが削除される場合はあらかじめメモごと各端末にダウンロードすることで対応可能である。

○ 貸与端末を議会用務以外に使用することは可能か。

→ 不可。議会基本条例に定める議員活動に資する用途に限る。

○ タブレットの議場、委員会室への持ち込みは義務か。また、私用端末の持ち込みは可能か。

→ 義務ではないが、紙資料が廃止されているので基本持ち込んでいる。私用端末の持ち込みは不可

○ 操作トラブルにより審議が止まる事態は起こっていないか。

→ 起こっていない。

○ ペーパーレス会議システムの導入により事務局職員の業務量は変化したか。

→ 導入前、執行部が資料を納品するのは前日の午後5時ごろであり、その後、議会事務局職員が印刷、編綴、配布を行っていたが、それが全て解消された。

○ 職員から議員へのサポートはどのような形で行っているのか。

→ 委員会室の音響ミキサー操作担当の職員が議員の操作をサポートしている。

→ 事務局全体が議員の問い合わせに対応できる体制であり、また事務局主催の勉強会や、会派の求めに応じた説明会などを実施している。

(3) まとめ

○ 沖縄県議会では、ペーパーレス会議システムの導入により、当初の目的どおり、次のような効果（ICTのメリット）が生じている。

① 沖縄県の地理的条件から、議員は、これまで議会関係文書等（紙資料）の物理的な送付・受取りに相当の時間と手間を要していたが、紙資料をデータ化し、ペーパーレス会議システムのクラウドサーバに保存することで、たとえ離島からでも、正確に、かつリアルタイムで、資料を見ることができるようになった。

② タブレット端末から委員間で共有している①の情報にアクセスして審議することが、導入1年で、ほとんどの議員に浸透したことで、議員のために印刷やセッティングをする手間、紙資料の保管スペースが大いに削減された（会派控室でも同様）。

③ さらに、各種計画等の膨大なデータを閲覧でき、インターネットでも検索できるので、討議が深化する条件が整った。

○ このようなICTのメリットは、京都府議会においても、そのまま当てはまるものと思量。審議の充実及び進行の円滑化という現行の試行目的にも整合すると考えられる。

○ 沖縄県議会では、これらのメリットを生かすため、議員へのサポートのあり方を検討し、及び議会資料を作成し、県としてのセキュリティを所管する執行部との調整を行ないながら、セキュリティ対策その他の仕様・運用方法を決定してきたが、京都府議会においても、同様の検討が必要であるとする。

※ 調査結果の詳細は、別紙「先進議会調査まとめ」を参照

II. 株式会社アイセック・ジャパン（令和元年11月20日（水） 9:10~10:40）

「モバイル型情報保障システム（e-ミミ）」について

(1) 説明内容

① 聴覚障害者の現状等

聞こえに不自由を感じている方 約1,390万人、聴覚障害者手帳を交付されている方 約36万人。そのうち、手話の分かる方は約7万人に過ぎず、字幕サービスを提供する重要性は高い。（出典：日本補聴器工業会）

② サービスの提供状況

- ・ 議会のネット配信やテレビ中継における字幕表示
- ・ 傍聴席スクリーンの字幕表示
- ・ 速報版議事録の作成（確定版議事録作成も委託可能）

(2) 主な質疑・コメント

○ 字幕があれば、手話通訳は不要となるのか。

→ 40~50代以上の聴覚障害者については、聴覚障害者教育が未整備だったため、文章を読むのが不得手な人が多い。そのような人には手話が必要であり、手話と文字の両方がそろって意味がある。

○ 委員会で導入しているケースはあるか。

→ 沖縄県議会で導入しているが、複数の委員会の同時並行になるので大変である。

○ 議場モニターに字幕を出すのは可能か。

→ 可能。他にも議員の手元のタブレットに字幕を流している議会もある。聴覚障害者に対してだけでなく、健常者への発信に有効であるほか、議員が議論の理解を深めるためにも有効である。

(3) まとめ

○ 「モバイル型情報保障システム（e-ミミ）」については次のようなメリットがあるとわかった。

- ① 聞こえに不自由を感じている方で手話がわからない方に対し、字幕情報の提供は重要である。
- ② 健常者にとっても文字情報は分かりやすく、議会の発信機能の強化につながる。
- ③ 議員にとっても議論の内容を逐一確認できるほか、速報版の議事録による議論の共有、振り返り等ができるため、審議の深化につながる。

○ このシステムの導入の検討については、府議会のICT化の課題である「タブレット端末の活用のあり方」や「モニター、スクリーン等により審議を充実させていくための検討」にも整合するものであると考ええる。

○ システムの導入を検討するに当たっては、現行の議事録の作成や速記者の業務と重なる部分について、整理する必要があると考える。